

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

緊急事態対策期における対策について

本県の感染状況につきまして、8月11日までの直近1週間の累積新規感染者数は339人と、5月12日時点の329人を超えて過去最高となりました。また、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は45.7%と高い水準で推移しており、非常に厳しい状況となっております。

こうした感染急拡大の状況から何としても脱するため、今月9日から「緊急事態対策期」に移行し、県民の皆さま、事業者の皆さまにご協力をいただきながら、感染拡大防止に取り組んでいるところでありますが、本県の厳しい感染状況を踏まえ、より一層の対策を講じることといたします。

緊急事態対策期の対策として、人の流れを抑制し、人と人との接触の機会を減らすことによって感染リスクの低減を図ることが極めて重要であることから、不要不急の外出自粛を徹底いただくことに加えて、集客施設に関係する事業者の皆さまに、業種別ガイドラインを遵守徹底していただくとともに、施設に人が密集することを抑制するため、施設の人数管理・入場制限などの対策を実施いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、県有施設等の対応については、既に、8月31日までの間、原則、休館・休園としている栗林公園やさぬきこどもの国など、特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設6施設に加えて、一定程度の集客が見込まれる観光・レジャー等に関係する県有施設等についても、休館・休園や、開館・開園時間を短縮するなどの対応を行います。また、県内の各市町に対しても、県有施設等における対応と同様な措置を講じていただくよう、協力要請しております。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「緊急事態対策期における対策（8月9日以降）について」（資料1）及び「集客施設への働きかけについて」（資料2）を、職員の皆さま及び関係先へご周知いただくとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先  
香川県商工労働部産業政策課  
担当 景政・佐藤  
TEL 087-832-3350